

事務連絡  
平成27年3月31日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課  
特殊疾病対策室

水俣病総合対策医療事業等の各手帳交付者に係る医療費請求における  
留意事項について

平素より、水俣病対策についてご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）が公布され、平成27年1月1日より施行されたところです。

これに伴い、水俣病総合対策医療事業等（水俣病総合対策医療事業、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業を含む。以下「水俣病医療事業」という。）の各手帳交付者に係る医療費請求における留意事項について、下記のとおり整理いたしましたので、貴会におかれましては、関係者に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、厚生労働省健康局疾病対策課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 難病法による特定医療及び特定疾患治療費の給付対象となる療養（以下「特定医療等」という。）を行った場合は、水俣病医療事業による請求は行わず、特定医療等によって請求を行うこと。
- 2 水俣病医療事業では特定医療等に係る患者負担分を給付していないため、特定医療等が適用される場合に発生する患者負担分について、水俣病医療事業により請求することはできないこと。
- 3 水俣病医療事業の法別番号は、平成27年1月1日以降も引き続き「51」であり、変更はなされていないこと。

(参考：各制度の法別番号等)

公費負担医療制度名	法別番号	実施機関番号 (※2)
難病法による特定医療 (※1)	54	501又は601
特定疾患治療費 (※1)	51	601又は602
水俣病総合対策医療事業	51	301、302、303 又は304
メチル水銀に係る健康影響調査研究事業	51	304

※1 特定疾患治療費の対象となっていた疾病は、難病法の施行（平成27年1月1日）に伴い、その多くが法別番号54の特定医療の対象となったが、引き続き特定疾患治療費による助成は存続している。

※2 実施機関番号は、公費負担者番号の上5～7桁目の番号。

(公費負担者番号例)

法別番号		都道府県番号等		実施機関番号			検証番号
5	1	4	3	3	0	1	9

以上